

議案第 14 号

橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について

橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、橋本市立文教施設利用に関する条例(平成18年橋本市条例第107号。以下「条例」という。)第3条に規定する文教施設の維持管理の財源に充てるため、同条例第9条及び橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則(平成18年橋本市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第4条の規定により使用料の免除を受けた者から橋本市立文教施設維持管理協力金(以下「協力金」という。)を徴収し、もって文教施設の維持管理に資することを目的とする。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は、文教施設の利用1回につき別表のとおりとする。

(協力金の徴収対象)

第3条 協力金は、条例第9条の規定により使用料の免除を認められたものから徴収する。ただし、教育委員会が、規則第4条第1項第1号イに該当すると認めるもの、又は同号エに該当するもののうち、教育委員会が徴収しないことが相当であると認めるものは、この限りでない。

(協力金の徴収時期及び方法)

第4条 協力金は、文教施設の利用の許可を受けた際に現金で徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(目的使用)

第5条 前条により徴収した協力金は、橋本市立文教施設基金に積み立てなければならない。ただし、市長は、文教施設の維持管理の財源として必要があると認めるときは、協力金を橋本市立文教施設基金に積み立てることなく、文教施設の維持管理の財源に充てることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)施設維持管理協力金

(単位：円)

利用時間 区分		午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
2階大ホール	土、日曜祝日	1,000	1,000	1,000
	平日	1,000	1,000	1,000
3階第1研修室		500	500	500
第2研修室		300	300	500
第3研修室		300	500	500
第4研修室		300	300	300
第5研修室		300	300	300
幼児室		300	300	300
和室研修室		300	300	500
視聴覚室		500	500	500
4階第4展示室		300	500	500
第5展示室		500	500	500
第6展示室		500	500	500
第7展示室		300	300	300
備品庫		300	300	300
美術品収蔵庫		300	300	300
準備室		300	300	300

2 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、山田地区公民館、恋野地区公民館施設維持管理協力金

(単位：円)

利用時間 区分		午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
会議室兼大研修室		300	300	300
和室(児童室)		300	300	300
実習室		300	300	300

3 高野口地区公民館施設維持管理協力金

(単位：円)

区分 \ 利用時間	午前	午後	夜間
	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
研修室 1・2	300	300	300
創作室	300	300	300
多目的室	300	300	300
資料室	300	300	300
相談室	300	300	300
研修室 3・4	300	300	300
研修室 5	300	300	300
調理室	300	300	300